

工事請負契約の一部を変更することについて

令和元年第6回市議会臨時会の議決を経て締結した古川跨線橋大規模更新工事（JR西日本施工分）に伴う既設橋撤去工事委託の請負契約の一部を下記のとおり変更することについて、周南市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成15年周南市条例第52号）第2条の規定により、市議会の議決を求める。

令和5年3月1日 提出

周南市長 藤 井 律 子

記

契約金額「¥1,264,883,000-」を「¥1,103,105,000-」とする。

工期「令和5年3月31日まで」を「令和5年7月31日まで」とする。